

岡崎市公用車EVカーシェアリング事業業務仕様書

1 業務名

岡崎市公用車EVカーシェアリング事業（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

岡崎市（以下「発注者」という。）では、地域の再生可能エネルギーを活用したEV（電気自動車）等へ公用車の早期入れ替えを行うとともに、太陽光発電設備を導入する。これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティを向上させ、かつ、公用車として使用しない休日は市民、観光客及び周辺事業者等へ貸し出すことで、市民や事業者のゼロカーボン・ドライブの実現へ繋げる。

本事業では脱炭素の取組をきっかけに、デジタル技術を活用した効率的な行政経営、地元経済・雇用への好循環の創出、公民連携による地域課題を解決することを目的とする。

3 業務期間

令和6年1月（予定）から令和12年12月31日（予定）までとする。

充電器設置工事、高圧受変電設備工事及び太陽光発電設備設置工事の実施後に順次車両、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備の5年間（60か月）賃貸借を開始するものとし、一部の車両及び充電器については令和6年3月31日までに、残りの設備については令和7年12月31日までに賃貸借を開始する。

なお、賃貸借を開始する時期は可能な限り早期を目指すこととする。

4 実施場所

岡崎市指定場所（別紙、「位置図」のとおり）

5 業務内容

(1) 車両及び充電器調達並びにリースに関する業務

なお、各仕様については以下のとおりとする。

ア 車両

1	種別	軽乗用自動車	軽貨物自動車
2	台数	30台	38台※1
3	車種	電気自動車	
4	駆動方式	2WD又は4WD	
5	乗車定員	4人	4人※2
6	初度登録（検査）年月	新規登録（新車又は中古車） なお、各車両の賃貸借開始の日から2年前まで	

		の間に登録された車両も可能とするが、その場合は修復歴がなく外装に目立った傷のないもの	
7	総走行距離	納車所要距離程度 なお、各車両の賃貸借開始の日から2年前までの間に登録された車両を調達する場合は、20,000km以下も可能とする	
8	充電方式	普通充電・急速充電機能	
9	一充電走行距離 (WLT Cモード)	150km以上	120km以上
10	総電力量 (カタログ値)	20.0kWh以上	16.0kWh以上
11	塗装色	提案は自由とするが、発注者と協議のうえ決定する	
12	ドライブレコーダー	常時録画タイプ 前後方録画可能 モニターなし 200万画素以上 SDカード対応可能 最大メモリ容量64GB以上 車内で録画内容を視聴できない仕様のもの VLCメディアプレーヤーで再生可能なもの ドライブレコーダー搭載シールをリアガラスへ貼付	
13	バックモニター	ビルトインタイプ	
14	フロアマット	全車両に対して1台分	全車両に対して1台分 及び荷室マット
15	鍵又はスマートキー	2個以上	
16	スタッドレスタイヤ	4台分 カーシェアリング事業 用車両2台、公用車使用 のみの車両2台に装着する 装着期間は、毎年12月 1日から3月31日まで を基本とする タイヤ交換及び未装着 期間の保管も含む	なし

※1 軽貨物自動車のうち1台は普通自動車へ変更可能

※2 軽貨物自動車のうち5台までは乗車定員2人の軽貨物自動車へ変更可

能（乗車定員以外の仕様は、軽貨物自動車と同じ）

※3 ※1 及び※2 のどちらかのみの変更も可能

イ 車両（軽貨物自動車のうち1台を普通自動車へ変更する場合）

地域貢献、災害時のエネルギーセキュリティ向上のため、市内の製造拠点で製造された車両の導入を期待する。

1	種別	普通自動車
2	台数	1台
3	車種	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車
4	駆動方式	4WD
5	変速装置	AT限定免許対応車
6	乗車定員	4人以上
7	初度登録（検査）年月	新規登録（新車又は中古車） なお、各車両の賃貸借開始の日から2年前までの間に登録された車両も可能とするが、その場合は修復歴がなく外装に目立った傷のないもの
8	総走行距離	納車所要距離程度 なお、各車両の賃貸借開始の日から2年前までの間に登録された車両を調達する場合は、20,000km以下も可能とする
9	充電方式	普通充電・急速充電機能
10	総電力量 （カタログ値）	総電力量13.0kWh以上
11	外部給電	V2H及びV2Lに接続可能 なお、V2H及びV2Lの調達は不要
12	塗装色	提案は自由とするが、発注者と協議のうえ決定する
13	ドライブレコーダー	常時録画タイプ 前後方録画可能 モニターなし 200万画素以上 SDカード対応可能 最大メモリ容量64GB以上 車内で録画内容を視聴できない仕様のもの VLCメディアプレーヤーで再生可能なもの ドライブレコーダー搭載シールをリアガラスへ貼付
14	バックモニター	ビルトインタイプ
15	ETC車載器	1台

16	カーナビゲーションシステム	1 式
17	フロアマット	1 台分
18	鍵又はスマートキー	2 個以上
19	スタッドレスタイヤ	1 台分 装着期間は、毎年12月 1 日から 3 月31日までを基本とする タイヤ交換及び未装着期間の保管も含む

ウ 充電器

1	台数	車両68台分
2	充電出力	3kW以上
3	設置方法	壁面取付方式又はスタンド方式

(2) カーシェアリング事業の運営に関する業務

ア 平日は発注者に対して公用車として、「岡崎市の休日を定める条例」（平成元年条例第34号）に規定する市の休日は市民等が利用可能なカーシェアリング事業を実施することを想定しているが、公用車として使用する予定のない平日の時間帯の事業運営は提案に委ねる。また、発注者と十分に協議のうえ運営方法を定めること。

イ カーシェアリング事業を実施する軽乗用自動車は1台以上2台以下とし、台数は提案に委ねる。なお、実施場所は、別紙「位置図」のとおりとする。

ウ カーシェアリング利用者の事故及びトラブル等の問合せに対応し、サポートすること。

エ カーシェアリング事業の普及啓発を行い、市民、観光客及び周辺事業者等に向けた利用促進の実施により、稼働率の向上に努めること。

オ 利用状況のデータを収集し、総利用回数、日時別利用回数、利用時間、走行距離、1回利用あたりの平均走行距離、利用者の属性等について分析し、発注者へ提供すること。

カ カーシェアリング事業用車両の使用により発生する電気料金は受注者が負担すること。また、事業で使用した電気使用量を把握できるようにすること。

キ カーシェアリング事業により生じた利益の取扱いは、発注者と十分に協議のうえ決定すること。

(3) カーシェアリング事業のシステム構築及び運用に関する業務

ア 車両の施錠及び開錠、WEBやアプリによる予約管理、利用者情報管理、利用料金精算等、カーシェアリング事業実施のために必要な機能を備えたシステムの構築及び運用をすること。

イ 決済方法はキャッシュレス決済に対応可能とすること。

(4) 車両のメンテナンスに関する業務

ア 公用車使用のみ車両の保管場所は別紙、「位置図」のとおりとし、当該車両の電気料金等は発注者が負担する。

イ 車両には次に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。

(ア) 定期点検（公用車使用のみの車両は6か月毎、カーシェア事業に使用する車両は3か月毎）

(イ) 法定点検

(ウ) 車検整備

(エ) 故障修理

(オ) タイヤ交換（必要に応じて実施。パンク修理含む。）

(カ) 消耗品交換及び補充

(キ) その他安全走行に必要な点検及び修理

エ 受注者は次に掲げる費用を負担すること。

(ア) 上記のメンテナンスに要する費用

(イ) 自動車税

(ウ) 自動車重量税

(エ) 自動車保険料（任意保険（公用車使用のみの車両は除く）・自賠責保険）

(オ) 登録諸費用

オ 公用車使用のみの車両の任意保険は全国市有物件災害共済会に加入し、その費用は発注者が負担する。

カ 公用車使用のみの車両には、岡崎版図柄入りナンバープレート（フルカラー版）を取り付けること。

キ 受注者は、車両の故障や事故などの不測のトラブルが発生した際、迅速に対応すること。

【参考】月間走行距離（見込）

公用車使用のみの軽乗用自動車及び軽貨物自動車	500km
カーシェアリング事業用の軽乗用自動車	800km
普通自動車	500km

(5) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備の設置工事に関する業務

ア 受注者は、施設管理者の立会いのもと現地調査を行い、スケジュール調整を行った上で設置すること。なお、設置場所は、別紙「位置図」のとおりとする。

イ 高圧受変電設備の設置にあたり、既存の電気負荷の使用を考慮した設備容量とすること。また、将来を見込んで充電器の増設（39台分）が必要となる場合に容量を上げた変圧器への取替が可能な盤の大きさとし、浸水対策を講じること。

【参考】現在の電気受電契約

低圧動力	0.5kW
従量電灯C	45kVA
既存充電器	3kW×6台

- エ 各設備の設置工事にあたり、騒音、振動及び粉じん等の環境対策を行い、公用車及び公用車車庫の利用に配慮した時間帯及び日程で行うこと。
- オ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合は対策を施すこと。
- カ 太陽光発電設備は、JET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- (6) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務
- ア 設備設置後から賃貸借期間終了までの間、正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- イ 原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について施設管理者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因及び措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- ウ 設備設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な保険に加入し、設備の契約内容不適合や、設備に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。
- エ 受注者は設備の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差し替える内容を届け出ること。
- (7) エネルギーマネジメントに関する業務
- エネルギーマネジメントシステムの構築及び運用により、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー由来の電力供給が効率的に行えるようにすること。
- (8) カーシェアリング事業実施場所の環境整備に関する業務
- 誘導サインの設置や路面標示等、カーシェアリングの視認性を高めるための整備を行うこと。ただし、事業期間終了時に原状復帰すること（充電器を除く。）
- (9) 各種関係手続
- 業務を行うにつき国庫補助金等を活用することで、本市の財政負担の削減に努めること。国庫補助金等及び各種法令の規定に基づく届出等を要する場合は、受注者が申請手続を行うこと。

6 打合せ

発注者と受注者は、適宜打合せを行うものとし、受注者は必要に応じて業務の改善提案や行うものとする。

7 業務体制

受注者は、業務遂行に必要な知見とノウハウを有する者を本業務の従事者に設定し、発注者からの問合せに応えられる体制をとるものとする。

8 物件の受領

- (1) 受注者は、物件を発注者が指定する期日までに納入しなければならない。
- (2) 発注者は、物件を検査のうえ受領するものとし、受注者が必要とするときは、物件受領書を交付するものとする。
- (3) 受注者は、納入した物件の全部又は一部が前項の規定による検査に合格しないときは、発注者の指定する日までにその物品の補正又は取替えをしなければならない。

9 契約不適合責任

- (1) 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、物件の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) (1)の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次のア～エのいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

ウ 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ ウに掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

10 物件の無償譲渡

- (1) 岡崎市賃貸借契約約款第33条にかかわらず、本契約の賃貸借期間が満了し、かつ、発注者が本契約に基づく受注者に対する債務をすべて履行した場合、充

電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備については、物件の所有権を無償で発注者に譲渡するものとする。

- (2) (1)の譲渡にかかる物件の引き渡しは、賃貸借期間満了日の翌日をもって設置場所において現状有姿のまま行われるものとする。

11 履行確認

- (1) 受注者は、全ての工事及び賃貸借物品の調達完了後、速やかに作業完了届及び完了に伴う書類を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、本仕様書のとおり業務を実施したことを発注者に確認を受けること。
- (3) 履行確認により瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

12 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

13 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が、仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

14 仕様書等又は業務に関する指示の変更

発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

15 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。業務を一時中止した場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

16 履行期間の変更方法

- (1) 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- (2) 協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

17 損害賠償

- (1) 業務を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (2) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。賠償額のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (3) 業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

18 支払方法

事業者から適法な請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。なお、支払時期及び回数については、発注者と受注者とが協議して定める。

19 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。